

横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市社会福祉審議会（専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を含む。以下「審議会」という。）の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は、民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合若しくは緊急を要する事件を調査審議するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（民生委員審査専門分科会会長を除く。）の判断によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは在勤、在学するものとする。
- 4 審議会の傍聴者の定員は、原則として10人とし、定員を超えた場合は、事務局による抽選で傍聴者を決定する。
- 5 審議会の開催に係る市民等への周知は、原則として「広報よこすか」により行う。
- 6 傍聴の範囲は、公開された審議会の議事すべてとする。
- 7 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。
- 8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
  - (1) 審議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
  - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
  - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。

(5) 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。

(6) むやみに席を離れないこと。

(7) 写真・ビデオの撮影や録音をしないこと。

(8) コンピュータを使用するときは、会議の開会前に事務局に申し出ること。

(9) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

9 審議会の一般傍聴の実施に係る事務は、民生局福祉こども部福祉総務課ほか各所管課が行う。

(第1号様式)

NO
横須賀市社会福祉審議会
傍 聴 章
(お帰りの際は、お返してください)

附 則

この要領は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。